

現代選挙の二つの問題点

民主主義の基本は選挙にあります。その選挙は、20歳以上の市民に等しく選挙権が付与されているのを普通選挙と呼びます。そしてその与えられた一票の価値がすべて平等でなければならない、というのを平等選挙と呼びます。しかし、国政選挙など選挙区のある選挙では、選挙区の人口の多寡によって一票の価値に違いがでてきます。たとえば、第46回衆議院議員総選挙の際は、高知県第3区の有権者の一票に対し、人口の多い千葉県第4区の有権者の一票は0.41の価値よりありませんでした。一票の価値格差が広がりました。そこで第46回衆院選後に、この格差是正についての訴訟があり、ほとんどの高等裁判所は、違憲状態であるとしました。特に広島高裁は、はっきりと違憲とし、期限付きながら選挙無効としました。

憲法第14条に「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」という条文があり、一票の価値格差の放置は、当然ながら憲法違反に当たります。この格差是正の仕事をするのが国会議員なのです。ところが自分の選挙当落に関わる仕事を誰も積極的にしようとしません。そこで各地で訴訟がおこりほとんどの高裁は違憲状態としました。しかし、最高裁がはっきりと違憲としないため、政治家はそれをよいことに定数は正などで格差の是正に手をつけません。しかし、次の選挙までには、抜本的な格差是正をしなければならないところまでできています。

現代選挙のもう一つの問題は、低投票率の問題があります。特に国政選挙の投票率は50%台にまで落ち込んでいます。青森県は第46回衆院選で54.20%、高知県に次ぐ低さでした。また、第23回参議院議員通常選挙では全国最下位の46.25%でした。本県の投票率の低さについて、私は、ある新聞社の記者から県民の政治意識が低いのか、と質問を受けたことがあります。何とも答えられなかった悔しさを覚えています。全国的にも投票率が低い中でも本県はいつも最下位の方に位置しています。何故なのだろうかと考えこんでしまいます。

有権者を投票所に足を運ばせるには次の要件があります。投票したい人がいること、知人から頼まれたこと、選挙の争点が決まっていること、などです。ところが、今回、本県の衆院選も参院選も投票日前に、当選する候補が分かっていることがありました。そうすると、投票したい人がいるか、頼まれた人がいるかに限定されて、多くは棄権に回ります。それでも、選挙の争点だけでもはっきりしていると、政策を選んで投票に行く人も出てきますが、争点もぼやけてしまいました。本県の有権者の政治意識が低いのではなく、選挙が魅力のないものになってしまっていたのです。

それでも、この低投票率は褒められたものではありません。各地方自治体明推協の常時啓発活動に期待したいと思います。

平成25年12月

青森県明るい選挙推進協議会会長
木村良一